

解体工事業許可業者 各位

長崎県土木部建築課長

建築物の解体工事实態調査について

日頃より長崎県の営繕行政に御協力いただき、ありがとうございます。

県（土木部営繕課及び地方機関の営繕関係部署）が令和8年度に「建築物の解体工事」を発注する際、指名競争入札参加者を指名するのに必要な「建築物の解体工事」の実績等のデータを収集するため下記のとおり調査を行いますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

不明の点がございましたら、末尾に記載している担当者までお問い合わせください。

記

1. 調査項目 電子申請システム「令和8年度用建築物の解体工事实態調査票」による

【注意事項】

「令和8年度用 建築物の解体工事实態調査票」（以下、「調査票」という。）をご入力いただけない場合は、令和8年度に県（土木部営繕課及び地方機関の営繕関係部署）が「建築物の解体工事」を発注する際、指名競争入札参加者を指名するのに必要な実績等のデータが無いため指名の対象とならないことがありますので、ご注意くださいようお願いいたします。

また、一定の実績等をお持ちでない場合は、指名の対象にできないことがあることをご了承いただきますようお願いいたします。

2. 調査基準時 令和8年3月1日

3. 調査方法 「長崎県電子申請システム」を利用して入力してください。

なお、「令和8年度用 建築物の解体工事实態調査」は特定の方を対象とする調査であるため、「長崎県電子申請システム」のトップページの「手続き一覧」には表示していません。

4. 提出期限 令和8年4月10日

※ 期限までに提出できない場合は、担当者までご連絡ください。
（提出期限の翌日からは、「令和8年度用 建築物の解体工事实態調査」のページへは原則としてログインできません。

期限後に回答する場合は、【**随時受付 ※受付開始日未定**】に入力頂くか、建築課 HP に掲載しております解体調査票に記入の上、メールもしくは FAX にて提出ください。

5. 長崎県電子申請システムの利用方法について

長崎県ホームページの建築課サイトから、長崎県電子申請システム「令和8年度用建築物の解体工事实態調査票」へのアクセスが可能です。

【県電子申請システム「建築物の解体工事实態調査」ページへの移動方法】

- ・ 長崎県ホームページのトップページの上にある「検索」欄に「建築課」と入力して検索します。
- ・ 検索結果の画面に「建築課 | 長崎県」という項目が表示されるので、この項目をクリックして建築課のページに移動します。
- ・ 建築課のページから ⇒ 「各種調査」のページ ⇒ 「建築物の解体工事实態調査」のページに移動してください。

■ 長崎県ホームページのトップページのメニューから移動する方法

ホーム > (分類で探す) まちづくり > 建築・住宅 > 各種調査 > 建築物の解体工事实態調査

※1 「(分類で探す) まちづくり」のメニューは、トップページの中
段の青い帯に横一列に表示されているメニューの右端にあります。

※2 上記メニューが表示されない場合は、パソコンの画面を全画面表示
にしてください。

画面が小さいと、画面構成が違う状態で表示されます。

住所 : 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号

長崎県土木部建築課 計画指導班 : 山崎

TEL : (直) 095-894-3095 (代) 095-824-1111

FAX : 095-827-3367

e-mail:taka-yamasaki@pref.nagasaki.lg.jp